

道民生活応援ポイント給付事業 Q&A（よくあるご質問）

No.	問い合わせ内容	回答
1	取扱店舗の募集期間を教えてください。	2026年4月30日（木）から2026年10月31日（土）まで 随時募集いたします。
2	取扱店舗の申請方法について教えてください。	本「専用ホームページ」の登録申請フォームから手続きしてください。 （電子申請となります）
3	電子申請以外の申請方法はありますか？	電子申請のみで申請を受付しております。 ※売上金額、取扱履歴、精算の確認および売上キャンセル等でインターネット環境が必要になります。
4	取扱店舗の条件について教えてください。	要領第4条に定めるとおり、北海道内に立地する店舗のうち、 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、 その他一般消費者が利用可能な商品又は役務を提供する店舗と します。ただし、次に掲げる条件に該当する店舗を除きます。 （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2 条に定める営業、公序良俗に反する営業を行う店舗 （2）政治活動・宗教活動を主たる目的とする事業所 （3）暴力団員又は暴力団関係事業者が運営する店舗 （4）日本標準産業分類「中分類 80 娯楽業」に該当する事業者 のうち、「小分類 803 競輪・競馬等の競走馬、競技団」に該当す る店舗 （5）ポイント利用対象外の品目のみを扱う店舗 （6）その他、道が不適切と認める店舗
5	取扱店舗申請に必要な書類はありますか？	必要ございません。 ※ただし申請において必要な書類があった場合は事務局より個別に 依頼いたします。
6	複数店舗展開しているため本部で一括で申請したい。	「店舗情報」の「登録店舗数について」で「複数店舗登録します」を 選んでいただくと複数の店舗情報の受付が可能です。 ●店舗それぞれの店舗名や所在地などの店舗情報を画面から入力 いただくことができます。 ●店舗数が数十店舗におよぶなど画面入力が困難な場合は、所定 の店舗情報入力シート（エクセルの一覧書式）により店舗情報を アップロードいただくことも受付が可能です。 フォームにある「店舗情報」で「複数店舗登録します」「店舗情報 （Excelファイル）をアップロードする」を選ぶと、店舗情報入力シート をダウンロードできるリンクが表示されます。 ※店舗ごとに口座が異なる場合は、店舗ごとに申請をお願いいたしま す（登録店舗数は「1店舗登録します」をお選びください）。

道民生活応援ポイント給付事業 Q&A（よくあるご質問）

No.	問い合わせ内容	回答
7	取扱店舗の負担はありますか？	負担いただくものはありません。登録費用、使用済ポイント分の精算手数料はかかりません。
8	登録する口座はどの金融機関でも可能ですか？	どの金融機関でもご指定いただけます。 (ゆうちょ銀行・ネット銀行も可)
9	取扱店舗としての登録可否はいつ分かりますか？	取扱店舗としての条件を満たしているか事務局で審査を行います。審査が通りましたら、取扱店舗クイックガイド、販促用ツール、支払用QRコード、管理画面のログイン情報等をお送りいたします。
10	取扱店舗ツールはいつ頃届きますか？	2026年5月25日(月)までに申請いただくと、6月中旬から発送いたします。 ※5月25日(月)を過ぎてからの申請受付分は、取扱期間の開始後に順次発送となりますのであらかじめご了承ください。
11	電子申請したが、受付完了のメールが届かない。	確認いたしますので事務局コールセンターまでお問い合わせください。
12	取扱店舗の登録情報が変更となった場合、どうしたらいいですか？	事務局コールセンターまでお問い合わせください。
13	店舗QRコードを複数枚ほしいです。	登録申請フォームにご入力いただいたレジ台数分の店舗QRコードをお送りいたします。 取扱店舗向け管理画面でQRコードを印刷することも可能です。
14	ポイント管理画面のアクセス方法を教えてください。	各取扱事業者ごとに管理画面にアクセスするためのログイン情報は、6月中旬から順次発送となります。ポスターなどの販促物と一緒にご案内いたしますので到着までお待ちください。
15	ポイントの有効期間を教えてください。	2026年6月25日(木)から2026年12月15日(火)までご利用いただけます。
16	ポイントの取扱いについて教えてください。	事務局からお送りする店舗QRコードをお客様へご提示して、お客様がスマートフォンで読取って金額を入力の上、決済いただく方法となります。 ※1ポイント1円としてご利用できます。 ※詳しくは本「専用ホームページ」のポイント取扱方法のご案内(5月18日概略版)にてご確認ください。
17	ポイントを利用するとき、現金やクレジットカードなどほかの決済手段との併用はできますか？	取り扱い上は問題ありません。

道民生活応援ポイント給付事業 Q&A（よくあるご質問）

No.	問い合わせ内容	回答
18	店舗独自のポイント付与や割引券の発行は可能ですか？	ポイントの付与等については、各取扱店舗の判断で条件を設定していただいかまいません。
19	ポイントで支払えないものはありますか？	<p>要領第 5 条に定めたとおり、次の支払いには利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国や地方公共団体への支払い (2) 不動産や金融商品の購入 (3) 金券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものや宝くじの購入 (4) 出資、債務の支払い (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ及び電子たばこの購入 (6) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの (7) 事業活動に伴う支払い (8) 医療保険・介護保険に係る自己負担費用の支払い (9) 事業の趣旨に鑑み、道が不適切と認めるもの
20	ポイントで支払われた売上金の精算（請求）方法を教えてください。	<p>お店側での集計など、精算に必要な作業はありません。事務局で集計しお振込みいたします。</p> <p>※締め日、振込日等はポイント取扱方法のご案内（5月18日概略版）にてご確認ください。</p>